6 FTAを利用できる品目の割合が低い日本 ~日本、インド、ベトナム、EUにおけるFTA利用の 実態~

高橋 俊樹 Toshiki Takahashi (一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

日本がこれまでに締結したEPA/FTAの数は年々増加している。CPTPPは2018年末、日EU・EPAは2019年、第1段階の日米貿易協定は2020年に成立し、RCEPは2022年初にも発効の予定だ。こうしたEPA/FTAがカバーする往復貿易の割合はRCEPを含めると8割にも達する見込みだ。

FTAのカバー率を高める以外の日本の通商課題の1つとして、FTAの利用率の引き上げが考えられる。日本企業はFTAの利用率を高めてサプライチェーンの拡充を図る必要があるが、本稿の狙いは、日本企業のグローバル戦略としてのFTA活用に資するため、そもそもFTAを利用できる品目の数と割合はどれくらいなのかを明確にすることにある。

その中で浮かび上がったのは、日本の輸入においては工業製品などの無税品目(関税0%)の割合が多いため、FTAを利用できる品目の数や割合が相対的に少ないということである。逆に、インドやベトナムの日本からの輸入はもちろんのこと、フランス・ドイツ・英国などの日本からの輸入においても、日本の輸入の場合よりもFTAを利用できる品目の数や割合が大きく、日本の輸出における関税削減効果を高めやすい構造になっていることが明らかになっている。

はじめに

輸入を実行するかどうかは、その輸入価格だけでなく、輸入額に課税され

120◆ 国際貿易と投資 No.126

る関税率を考慮して判断しなければならない。輸入の際には、FTAを利用しない場合は通常の関税率(MFN税率)が賦課されるが、FTAを利用する場合はFTA交渉で定められた関税率(FTA税率)が適用される。もしも、一般的な関税率であるMFN税率よりもFTAを利用する時に課税されるFTA税率が低くなっていれば、FTAを利用することで関税額の削減をすることが可能になる。

本稿では、まさにこのMFN税率がFTA税率よりも大きい「FTAを利用できる品目」等の輸入額や品目数などをEPA/FTA別に計算しており、FTA利用率の向上やどのEPA/FTAの関税削減効果が高いのかを把握する上で、一つの参考になると思われる。

1. FTAの利用率とは何か

通常、FTAを利用するにあたって検討しなければならないポイントとして、①FTAを活用するとどのようなメリットがあるのか、②FTAを活用するにはどのような条件を満たさなければならないのか、③実際にFTAが利用されている割合はどれくらいなのか、などを挙げることができる。

まずFTA活用のメリットであるが、FTAを利用することにより輸入を行う際に支払う関税額を削減できることが挙げられる。そして、関税額の削減は全体のコストの削減につながる。つまり、輸入者はFTAを利用しないで輸入する場合、輸入額に一般的な関税率(MFN税率)を乗じた関税額(MFN税額)を支払わなければならないが、FTAを利用する場合は、このMFN税率よりも低率のFTA税率を輸入額に乗じた関税額(FTA税額)を支払えばよいことになる。したがって、FTAを利用することにより、輸入者は「MFN税額」から「FTA税額」を差し引いた分だけ関税を削減(節約)することが可能になる(関税削減額=MFN税額(輸入額×MFN税率)-FTA税額(輸入額×FTA税率))。

また、FTAを活用するにはどのような条件を満たさなければならないかであるが、そのためには輸入国の税関に輸出国の製品が実質的に輸出国で生

産されたものであることを証明する必要がある。輸出国が製品の原産国であることを証明する原産地証明書は、幾つかの方法でもって入手しなければならない。原産地証明書の入手(作成)方法には、輸出国の商工会議所等が認定する第3者証明制度や、輸出企業が自ら作成する自己証明制度などがある。

そして、実際に企業が輸出入においてどれくらいFTAを利用しているかであるが、これを算出するには幾つかの方法が考えられる。まずFTAの利用率を得る方法の一つとして、企業にアンケートを行い輸出や輸入においてその企業がFTAを活用しているかどうかを質問するやり方がある。具体的には、FTAを利用していると答えた企業数を集計し、アンケートに答えた全企業数に対する比率を計算することでFTAの利用率を得ることができる。

ところが、このようなアンケート調査では貿易を行っている企業も行っていない企業も調査対象になるので、FTAの利用を検討するはずがない企業も母集団に含まれることになる。このため、この場合のFTA利用率は貿易を行っている企業の中でどれだけ活用されているのかという本来の利用率よりも低めに出ることになる。そこで、実際には、アンケート調査の対象企業の中で、輸出入を行っている企業数を分母にし、その母集団の中でFTAを活用している企業数を分子にして計算することでFTAの利用率を求めている。

これに対して、FTAを利用する企業数を基に計算するアプローチではなく、FTAを利用した輸入額からFTA利用率を計算する方法もある。タイや米国は、FTAを利用した輸出(入)額を公表しており、それを輸出(入)総額で割ることにより、FTAの利用率を計算することができる。実際に、米国の国際貿易委員会(ITC)は、2019年の米国の輸入におけるFTA利用率は45.5%に達し、特にメキシコ、韓国、チリからの輸入においてFTAの利用率が安定的に高いことを指摘している。

このFTAを利用した輸入額を用いてFTA利用率を計算する方法は、分母に総輸入額を持ってくる場合、その中に通常の関税率(MFN税率)が既に無税(0%)になっている品目の輸入額を多く含んでいるならば、アンケート調査による企業数からのアプローチと同様に、その分だけ本来のFTA利用率よりも低くなる。つまり、無税品目は輸入時に支払う関税額を削減

するというFTA利用の目的を達成することができないため、本来のFTA利用率の計算をするには、分母の対象品目に関税(MFN税率)が有税品目(0%超)の輸入額を用いることが望ましい。より正確に言うならば、分母にMFN税率がFTA税率よりも大きい(MFN税率>FTA税率)品目の輸入額を使うことが求められる。なぜならば、FTAを利用する時に課税されるFTA税率が一般的な関税率であるMFN税率よりも低くなければ、FTAを利用して関税削減をすることができないからである。

本稿では、まさにこのFTAを利用できる品目(MFN税率>FTA税率)やFTAを利用できない品目(MFN税率≦FTA税率)の輸入額やその割合をEPA/FTA別に計算しており、FTAを利用した輸入額を用いたFTA利用率を考える上で、一つの参考になると思われる。

なお、各国のFTAの利用率を求める場合、FTAを利用した輸出入額は原産地証明書を利用した品目の貿易額ということである。こうした各国の輸出入額を用いて計算したFTAの利用率は、アンケート結果よりも実際の貿易でFTAを活用した全てのケースが含まれているので、対象範囲が広い分だけ情報の漏れが少なくなるという特徴がある。

2. 日本の国別・地域別のFTA利用率

日本の財務省はFTA の優遇税率の適用を受けた輸入額を公表している。 それによると、2020年のFTAを利用した日本の輸入額は前年から8.1%増加 し5 兆9,925億円となり、利用額が公表されている2012年以降で過去最高を 記録した。これは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な 協定(以下、CPTPP)や日EU・EPAの発効により、利用額が2019年に前年 の約1.5倍に拡大したことも大きい。国別では、日本のベトナムからの輸入 での利用額が8,620億円で3 年連続で最大であった。次いで利用額が大きい のは、タイ、イタリア、インドネシアと続く。

こうした輸入でのFTA利用額を総輸入額で割ったFTA利用率を見てみると、日本全体のFTAの利用率は2015年においては16.3%であったが、表1の

ように、2020年は18.6%に達した。日本の2020年の輸入における国別のFTA 利用率を見ると、ニュージーランドが最も高く57.4% (2019年は51.9%)、イタリアの37.1% (27.6%)、ベトナムの36.6% (37.5%)、インドの31.4% (31.5%)、タイの26.3% (27.8%)、チリの25.2% (28.3%)、と続く。なお、モンゴルからの輸入での2019年の利用率は49.1%であった。

日本はニュージーランドとは2018年末にCPTPPを締結しているので、発効早々から同国からの輸入で50%を超える高い利用率を達成したことになる。ASEANの国の中ではベトナムからの輸入での利用率の高さが目立ち、インドからの輸入での利用率も高いことに驚かされる。EU加盟国ではイタリアとフランスからの輸入での利用率の高さが顕著である。また、メキシコ・チリ・カナダからの輸入での利用率は20%台半ばに達しており、タイ・インドネシア・フィリピンと同水準である。

これに対して、無税品目が中心の資源関連が多くを占めるオーストラリアからの輸入でのFTA利用率は9.1%であり、機械類や自動車関連が中心であるドイツの利用率も9.4%となっており、両国とも低い水準にとどまっている。

一方、輸出のFTA利用率は、表1のようにジェトロの2020年度のアンケート結果によると、全体では48.6%であった。この輸出におけるFTA利用率は、日本のFTA 締結国へ輸出を行う企業1,100社のうち、1か国・地域以上でFTAを利用している企業の割合である。

表1の輸出と輸入に比率を比べると一目瞭然であるが、輸出の利用率の方が輸入のFTA利用率よりも高い。これは、輸入のFTA利用率を計算する時に用いた分母の輸入総額の中に一般関税率が無税である品目も含まれるため、無税品目の輸入割合が大きいと輸入のFTA利用率は相対的に低くなるためと考えられる。

また、輸出における企業規模別のFTA利用率は、大企業で63.2%、中小企業で43.7%であった。全般的に、発効から時間が経った協定ほど利用率が高く出る傾向が見られる。関税削減などのメリットが年々大きくなることや、調達先の変更などを含む企業側の活用準備が進展するためと考えられる。

日本の国別の輸出におけるFTA利用率を見てみると、インドネシア(49.6

| | 輸出 (%) | 輸入 (%) |
|------------------|--------|--------|
| 全体 (n=1,100) | 48.6 | 18.6 |
| タイ (n=658) | 48.2 | 26.3 |
| ベトナム (n=500) | 41.8 | 36.6 |
| マレーシア (n=418) | 28.7 | 14.3 |
| インドネシア (n=470) | 49.6 | 23.4 |
| EU28 (n = 431) | 29.2 | 18.3 |
| イタリア | - | 37.1 |
| フランス | - | 23.3 |
| ドイツ | - | 9.4 |
| フィリピン (n=337) | 27.3 | 24.7 |
| インド (n=348) | 38.5 | 31.4 |
| オーストラリア (n=262) | 27.5 | 9.1 |
| メキシコ (n=199) | 30.7 | 23.5 |
| カナダ (n=186) | 8.6 | 24.0 |
| ニュージーランド (n=133) | 4.5 | 57.4 |
| スイス (n=116) | 30.2 | 6.3 |
| チリ (n=80) | 47.5 | 25.2 |
| ペルー (n=49) | 22.4 | 7.1 |
| モンゴル (n=31) | 19.4 | 49.1 |

表1. 日本企業の輸出入におけるFTA利用率(相手国・地域別)

- 注1. 日本の輸出のFTA利用率は、FTA締結相手国・地域に輸出を行う日本企業のうち、FTAを利用する企業の割合を指す。本表の利用率は2019年度のジェトロ・アンケート調査結果によるもので、nは対象企業数。
- 注2. 輸入のFTA利用率は、財務省がFTAの優遇税率の適用を受けた輸入額を輸入総額で割って計算。分母の輸入総額には一般関税率が無税である品目も含まれるため、無税品目の輸入割合が大きいと利用率は相対的に低くなる。
- 資料:日本貿易振興機構;「輸出に関するFTAアンケート調査結果概要 2021年2月」、「2021年度ジェトロ世界貿易投資報告」より作成

%)、タイ(48.2%)、ベトナム(41.8%)、インド(38.5%)などのアジア向け輸出で比率が高い。この他には、チリ向け輸出で47.5%、メキシコ向けで30.7%、EU向けで29.2%、オーストラリア向けで27.5%と高かった。日本のカナダとニュージーランド向け輸出ではCPTPPしかFTAを利用できないが、CPTPPの発効から時間が経っていないこともあり、それぞれ輸出の

FTA利用率は8.6%、4.5%と低率であった。

3. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数

3.1 利用できる品目が少ない日米貿易協定

本稿における「FTAを利用できる品目」とは、関税率差(MFN税率 - FTA税率)がプラス(>0)である品目のことを指す。仮にMFN税率が5%でFTA税率が0%であるとすれば、関税率差が5%のプラスとなり(MFN税率5% - FTA税率0%)、その割合の分だけ関税額を削減することが可能である。すなわち、FTAを利用して輸入する場合、関税率差が大きければ大きいほど、その分だけ関税削減の効果が高い品目であることを意味している。

例えば、FTAを利用して関税率差が5%である品目を100万円輸入した場合、100万円の5%分の関税額である5万円を削減することができる(関税削減額(5万円)=100万円×(MFN税率5%-FTA税率0%))。つまり、関税率差があればFTAの関税削減利益を享受できるわけであるから、FTAを活用できる品目となる。

もしも、MFN税率とFTA税率との関税率差が0やマイナスであれば、FTAを利用しても何の利益も発生しないので、「FTAを活用できない品目」となる。具体的には、MFN税率もFTA税率も共に0%であったり、5%であったりすれば、関税率差が0%(MFN税率0%(or 5%) - FTA税率0%(or 5%))であるので、FTA利用のメリットが生じることがなく、FTAを利用できない品目となる。具体的には、100万円輸入しても関税率差がないため関税削減額は0円である(関税削減額(0円)=100万円×(MFN税率0% - FTA税率0%))。

また、MFN税率が5%であり、FTA税率がそれを上回る10%であれば、 関税率差はマイナス5%となる(MFN税率とFTA税率の逆転現象)。この ため、FTAを利用してFTA税率を支払った方がMFN税率を支払うよりも関 税支払額は多くなる。例えば、100万円輸入した場合、MFN税率を使えば5 万円の関税支払いで済むが、FTA税率を利用すれば10万円の関税額が賦課 されるので、関税額を5万円ほど多く支払うことになる(関税削減額(5万円の赤字)=100万円×(MFN税率5%-FTA税率10%))。つまり、関税率差が0かマイナスの時は、FTAを利用してもメリットはない。

図1は輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数を描いたものである。ここでの輸出入国とは、日本のインド・米国・EU27(英国を除く)・ベトナムからの輸入、米国の日本からの輸入、インドの日本からの輸入、ベトナムの日本からの輸入、ベトナムのEU27からの輸入、フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入、フランス・ドイツ・英国のベトナムからの輸入の14通りの組み合わせを指している。図1はこの14通りの輸出入国別に、FTAを利用できる(関税率差がある)輸入額(棒グラフ)と品目数(折れ線グラフ)を示している。

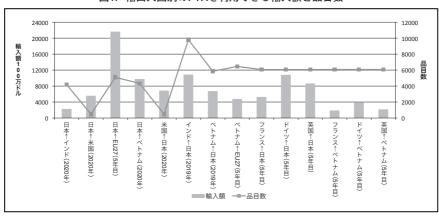


図1. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数

- 注1. 日本←インド (2020年) は、日本の2020年のインドからの輸入で日インドEPAを利用するケース を意味している。日本←EU27 (5年目) は日本のEUからの輸入で発効から5年目の日EU・EPA を利用する場合を示している。
- 注2. 日米貿易協定の対象品目は、本稿では譲許表ベース (日本HS9桁、米国8桁) ではなく、日本関税率表 (HS9桁) や、米国関税率表 (HS10桁) をベースにして取っている。したがって、日本の米国からの輸入においては、譲許表ベースでの対象品目数は615品目であるが、本稿では490品目となる。逆の米国の日本からの輸入では、譲許表ベースの241品目から、本稿では484品目が計算対象となる (以下同様)。

資料:各国の実行関税率表、各国のTRS表、IHSグローバル株式会社:「マーリタイム&トレード」から作成。

この図1の中で、日本のインドからの輸入、インドの日本からの輸入では、日インドEPAを利用できる品目の輸入額と品目数を表している。日本の米国からの輸入では、第1段階の日米貿易協定を利用できる品目、日本のEU27からの輸入とEU27の日本からの輸入では日EU・EPA、日本のベトナムからの輸入とベトナムの日本からの輸入では日ベトナムEPA(以下、JVEPA)、ベトナムのEU27からの輸入とEU27のベトナムからの輸入ではEUベトナムFTA(EVFTA)を利用できる品目の輸入額と品目数が描かれている。

なお、第1段階の日米貿易協定においては、譲許表ベース(HSコード9桁)では、日本の米国からの輸入における対象品目数は615品目であるが、同じ関税品目コードでも2つ以上の品目(関税率)を持っている場合や従量税を含んでいるケースもあるので、関税率表ベース(HSコード9桁)や従価税に基づく本稿での計算対象品目は490品目となる。

また、米国の日本からの輸入では、日米貿易協定における譲許表ベース (HSコード8桁)の対象品目数は241品目であるが、関税率表ベース (HSコード10桁)に基づく本稿での計算対象品目は、HSコードの桁数が増えた分だけ増加し484品目となる。

3.2 相対的に少ない日本の輸入でのFTAを利用できる品目数

日本の2020年の関税率表(HS9桁)での総輸入品目は9,371品目、インドの2019年の関税率表(HS8桁)での総輸入品目は11,777品目、米国の2020年の関税率表(HS10桁)での総輸入品目は22,492品目、ベトナムの2019年の関税率表(HS8桁)での総輸入品目は9,558品目、フランス・ドイツ・英国の2019年の関税率表(HS8桁)での総輸入品目は9,533品目であった。

図1の折線グラフにおいて、左端の日本のインドからの輸入のケースは日本が日インドEPAを利用してインドから輸入する場合のEPAを利用できる品目数と輸入額を示している。日本のインドからの輸入で日インドEPAを利用できる品目数は4,188品目、日本の米国からの輸入で日米貿易協定を利用できる品目数は4,81品目、日本のEU27からの輸入で日EU・EPAを利用で

きる品目数は5,092品目、日本のベトナムからの輸入でJVEPAを利用できる品目数は4,333品目となる。

つまり、図1のように、日本のインド、EU27、ベトナムからの輸入でFTAを利用できる品目数は、インド・ベトナム・EUの輸入でのFTAを利用できる品目数と比べて相対的に少ない。日本の輸入での関税削減効果は、その分だけ低下圧力を受ける。

一方、米国が日本からの輸入で第1段階の日米貿易協定を利用できる品目数は484品目であった。インドが日本からの輸入で日インドEPAを利用できる品目数は、9,803品目であった。したがって、インドの日本からの輸入の方が、日本のインドからの輸入で日インドEPAを利用する場合よりもFTAを利用できる品目数が5,615品目ほど多いということになる。ベトナムの日本とEU27からの輸入や、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入では、FTAを利用できる品目数は6,000品目前後であった。

一方、図2は、14通りの輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数において、それぞれの輸入額と品目数の全輸入額や全品目数に対する割合(FTAを利用できる輸入額と品目数の割合)をプロットしたものである。

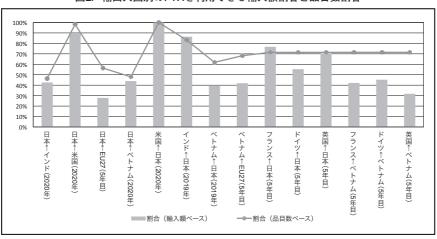


図2. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入額割合と品目数割合

資料:図1と同じ

図2に示すように、14通りの輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数において、折れ線グラフで示されているFTAを利用できる品目数の全輸入品目数に対する割合は、日本と米国との輸出入、インドの日本からの輸入を除いて、大体40%台半ばから70%前半の水準になる。その中でも、日本のインド・EU27・ベトナムからの輸入でのFTAを利用できる品目数の割合は相対的に低い40%~60%のゾーンに入っている。つまり、日本のFTAを利用できる品目数の割合が低いということは、それだけ関税削減の効果を上げにくいということになる。

日本と米国との輸出入では、対象品目が少ないこともあり、日米貿易協定を利用できる品目の割合は100%に近かった。インドの日本からの輸入でのFTAを利用できる品目の割合は83.3%であった。これに対して、日本のインドからの輸入で日インドEPAを利用できる品目の割合は、無税品目の割合が大きいため46.4%であった。

3.3 FTAを利用できる輸入額の割合が品目数の割合よりも低い

図2のように、14のケースの多くの場合において、各国のFTAを利用できる輸入額の割合は(棒グラフ)、品目数の割合よりも低い。ベトナムのEU27からの輸入やEU(フランス、ドイツ、英国)のベトナムからの輸入において、FTAを利用できる輸入額の割合は30%~40%台であり、品目数の割合の70%前後よりもかなり低かった。

日本のインドからの輸入でのEPAを利用できる輸入額の割合は42.6%、日本の米国からの輸入額の割合は89.3%であった。そして、日本のEU27からの輸入において、日EU・EPAを利用できる輸入額の割合は27.8%にとどまり、図2の輸入額ベースでFTAが利用できない14ケース(棒グラフ)の中で、最も割合が低かった。

このように、図2において、ほとんどのケースでFTAを利用できる品目数の割合の方が輸入額の割合よりも高かった。その理由は、「FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額」が「FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額」よりも小さいからである。

130 ◆ 国際貿易と投資 No.126

例えば、日本がタイからA、B、Cの3品目を輸入するケースを想定する。 AとBがFTAを利用できる品目でCができない品目であり、Aの輸入額を30ドル、Bを30ドル、Cを40ドルとする。この日本のタイからの輸入で、FTAを利用できる品目数の割合は、 [66.7% = 2品目/3品目] である。FTAを利用できる輸入額の割合は、 [60% = (A O 3 O F N + B O 3 O F N) / (A O 3 O F N + B O 3 O F N) / (A O 3 O F N) + (A O 3 O F N) / (A O 3 O

これは、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が [30ドル= (A m30ドル+Bの30ドル) /2品目] であり、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額 [40ドル=Cm20・ル/1品目] よりも小さいからである。

もしも、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額とFTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額が同じであれば、FTAを利用できる品目の品目数割合と輸入額割合が等しくなる(図2の点線と棒グラフが重なる)。

例えば、上記例において、Bの輸入額を50ドルに変更すると、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が [40ドル= (Aの30ドル+Bの50ドル)/2品目] となり、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額 [40ドル=Cの40ドル/1品目] と同じになる。そして、FTAを利用できる輸入額の割合は [66.7% = (Aの30ドル+Bの50ドル) / (Aの30ドル+Bの50ドル+Cの40ドル)] となり、品目数の割合と一致する。

また、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額よりも大きければ、FTAを利用できる品目数の割合が輸入額の割合よりも低くなる(図2における点線が棒グラフの下になる)。

したがって、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額よりも小さければ小さいほど、FTAを利用できる品目数の割合の方が輸入額の割合よりも高くなる(図2の点線と棒グラフの差が広がる)。

FTAを利用できない品目の平均輸入額が、FTAを利用できる平均輸入額よりも高いということは、日本の場合、工業製品などの関税撤廃の進展により無税品目が増加し、その結果としてFTAを利用できない品目の平均輸入

額が相対的に大きくなっていることも一因と考えられる。

ちなみに、日本のEU27からの輸入においては、FTAの発効から5年後のFTAを利用できる品目の輸入額の割合は27.8%で、そのFTAを利用できる品目数の割合は56.4%となり、輸入額の割合の方が品目数の割合よりも低い。また、日本のEU27からの輸入の場合、発効から5年目のFTAを利用できない品目(3,942品目)の1品目当たりの輸入額は1,423万ドルである。これに対して、日本のEU27からの輸入の場合において、発効から5年目のFTAを利用できる品目(5,092品目)の1品目当たりの輸入額は425万ドルになる。

すなわち、日本のEU27からの輸入の場合において、FTAを利用できない品目の平均輸入額は、FTAを利用できる品目の平均輸入額よりも998万ドル高い。しかも、日本のEU27からの輸入でFTAを利用できない品目の輸入額は、発効から5年目で561億ドルに達し、総輸入額の72.2%を占めており、そのほとんどが無税品目から成っている。

つまり、日本のEU27からの総輸入額の7割以上は無税品目から構成されており、関税の撤廃が進んでいる品目が太宗を占めていることになる。こうした関税削減の進展が、日本のEU27からの輸入で、FTAを利用できる品目の輸入額の割合がFTAを利用できる品目の品目数の割合よりも低い原因の一つになっていると考えられる。

3.4 輸出入国別のFTAを利用できない輸入額と品目数

FTAを利用できない品目は、MFN税率とFTA税率において、関税率差がない品目や、関税率差がマイナスの品目である。つまり、MFN税率とFTA税率が共に0%か、共に10%のように0%超で同じ割合か、あるいは逆転現象によりMFN税率よりもFTA税率の方が高い品目を指している。

図3は輸出入国別のFTAを利用できない輸入額と品目数を描いている。日本、インド、ベトナムの輸入においては、FTAを利用できない品目は2,000品目~5,000品目の間である場合が多い。日米貿易協定を利用した日本の米国からの輸入においては、FTAを利用できない品目数は9品目であった。

14ケースの各国のEPA/FTAを利用した輸入のほとんどにおいては、輸

入全品目に対するFTAを利用できない品目の割合は、図4のように、16%~54%の間にある。ただし、日本と米国との輸出入においてはFTAを利用できない品目の割合は2%以下である。つまり、日本、インド、米国、ベトナム、EU(フランス、ドイツ、英国)の輸入においては、FTAを利用できない品目の大半の割合は、多くても55%以下であった。

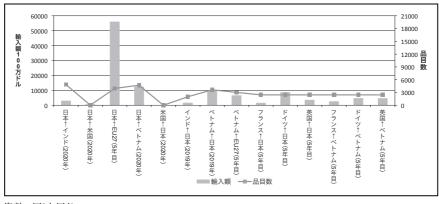


図3. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入額と品目数

資料:図1と同じ

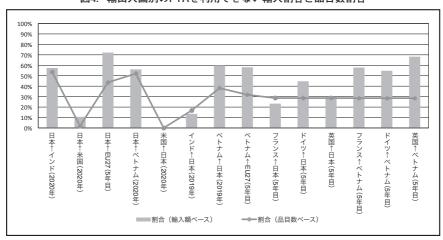


図4. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入割合と品目数割合

資料:図1と同じ

また、日本のインド、ベトナム、EU27からの輸入でEPAを利用できない品目数は4,000~5,000品目の間と相対的に多く、割合は43%~54%である。なぜ、日本の輸入においてEPAを利用できない品目数が多いのかというと、日本の場合はMFN税率もEPA税率も共に0%であるケースが多いからである。日本のインド、ベトナム、EU27からの輸入において、MFN税率もEPA税率も共に0%である品目数は約3,700品目であり、割合は約41%である。結果としてFTAを利用できない(あるいは、FTAを利用する必要がない)品目数と割合が大きいということになる。

3.5 関税率差別のFTAを利用できる品目の割合

前述のように、日本のインド・ベトナム・EU27からの輸入にEPAを利用できる品目の割合は5割前後であった。ベトナムの日本・EU27からの輸入では60%台、EU(フランス、ドイツ、英国)の日本・ベトナムからの輸入では70%強である。

このEPA/FTAを利用できる品目の割合において、関税率差が5%未満、 $5\%\sim10\%$ 未満、 $10\%\sim20\%$ 未満、 $20\%\sim30\%$ 未満、30%以上のケース別に見たものが、図 $5\sim9$ である。これらの5%未満から30%以上のケース別の割合を足し上げると、輸入にEPA/FTAを利用できる品目の割合になる。

関税率差が5%未満においては(図5)、日本のインド・米国・EU27・ベトナムからの輸入、EU(フランス、ドイツ、英国)の日本・ベトナムからの輸入でFTAを利用できる品目数の割合は概ね30%前後である。これに対して、ベトナムの日本からの輸入、及びインドの日本からの輸入では、FTAを利用できる品目数の割合は10%未満であった。つまり、ベトナムとインドの日本からの輸入では、関税率差が5%以上のFTAを利用できる品目数の割合が高く、その分だけ関税削減の効果が上方圧力を受けることを示唆している。

なお、図5のように、関税率差が5%未満においては、米国の日本からの輸入でFTAを利用できる品目の割合は100%であった。これは、第1段階の日米貿易協定を締結する際に、当時のトランプ政権が日米貿易協定を議会に承

認を得ずに成立させるために採った戦略の結果と考えられる。すなわち、トランプ前政権は5%を超えない品目が日米貿易協定の関税譲許の対象であれば、同協定は米国議会の承認の必要がないとする規定(2015年の貿易促進権限(TPA)法Section103(a))を活用したため、図5のように米国の日本からの輸入でFTAを利用できる品目の全ての関税率差が5%未満となった。

関税率差が5%~10%未満の場合は(図6)、日本のEU27からの輸入やEU (フランス、ドイツ、英国)の日本・ベトナムからの輸入でFTAを利用できる品目の割合は20%台であった。日本の米国からの輸入やインドの日本からの輸入では40%台であった。

関税率差が10%~20%未満になると(図7)、日本のEU27からの輸入や、インドの日本からの輸入、及びEUの日本・ベトナムからの輸入でFTAを利用できる品目数の割合は10%前後であった。ベトナムの日本・EU27からの輸入では20%半ば、日本のインド・ベトナムからの輸入では約5%であった。

関税率差が20%~30%未満のケースにおいては(図8)、インドの日本からの輸入(約24%)、ベトナムの日本・EU27からの輸入(約11%)を除き、FTAを利用できる品目の割合は1%前後に縮まる。関税率差が30%以上

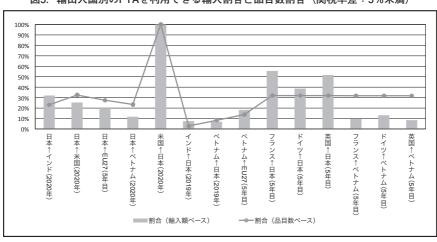


図5. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合 (関税率差:5%未満)

資料:図1と同じ

のケースでは(図9)、ベトナムの日本・EU27からの輸入、インドの日本からの輸入ではFTAを利用できる品目の割合は1%台であるが、その他のケースでは全て1%未満である。

したがって、関税率差別のFTAを利用できる品目の割合においては、ほ

60% 50% 40% 日本←EU27(5年目) ドイツ↑ベトナム (5年目) 日本←インド(2020年) 日本←ベトナム(2020年) ベトナム←日本(2019年) ベトナム←EU27(5年目) ドイツ←日本(5年目 英国←日本(5年目) フランス←ベトナム(5年目 インド←日本(2019年) フランス←日本(5年目) 英国←ベトナム(5年目) 米国←日本(2020年) 米国(2020年 ■割合(輸入額ベース) ──割合(品目数ベース)

図6. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合 (関税率差:5~10%未満)

資料:図1と同じ

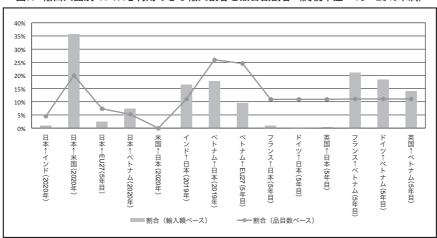


図7. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合 (関税率差:10~20%未満)

資料:図1と同じ

136 ◆ 国際貿易と投資 No.126

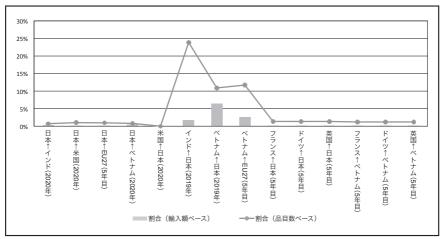


図8. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合 (関税率差:20~30%未満)

資料:図1と同じ

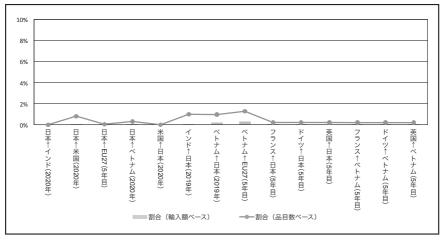


図9. 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合 (関税率差:30%以上)

資料:図1と同じ

とんどの場合、関税率差が20%未満のケースに当てはまることになる。その中で、ベトナム・インドの輸入では、関税率差20%~30%の間の割合が大きいことが特徴である。

3.6 関税率差が0かマイナスの場合のFTAを利用できない品目の割合

FTAを利用できない品目においては、関税率差は0%かマイナスになる。したがって、図10~図12のように、FTAを利用できない品目において、①MFN税率とFTA税率が共に0%である場合、②MFN税率とFTA税率が0%以外であって共に同じ割合である場合、③逆転現象のためFTA税率がMFN税率を上回る場合、の3つのケース別に、輸入額割合と品目数割合を求めてみた。

日本のEU27からの輸入でのFTAを利用できない品目において、MFN税率とFTA税率が共に0%である品目の総輸入品目に対する割合は、図10のように41.6%であった。日本のベトナムとインドからの輸入も41.6%、米国からの輸入では1.4%であった。ベトナムの日本・EU27からの輸入では品目数の割合は31%になる。

次に、MFN税率とFTA税率が0%以外で共に同じ税率である場合において、FTAを利用できない品目の割合は、図11のように、日本のEU27からの輸入では2.1%、ベトナムの日本からの輸入では4.6%である。これに対して、日本のインド・ベトナムからの輸入では、EPAを利用できない品目の割合は10%強、インドの日本からの輸入では約15%であった。これ以外の9ケースにおいてはFTAを利用できない品目の割合は1%以下である。

MFN税率とFTA税率が共に0%の場合も0%以外で同率の場合においても、日本の輸入でEPA/FTAを利用できない品目数の割合は、インド、米国、EU(フランス、ドイツ、英国)がFTAを利用できない品目数の割合よりも高い傾向がある。

一方、FTA税率がMFN税率を上回り逆転現象が起きていることでFTAを利用できないケースは、図12のように、2019年におけるベトナムの日本・EU27からの輸入の場合に現れている。つまり、本稿におけるベトナムのデータは2019年時点のものとやや古いものの、MFN税率とFTA税率の逆転現象が起きているのは、14の輸入のケースの中で2ケースの場合ということになる。ベトナムの日本からの輸入では242品目(割合は2.6%)、ベトナムのEU27からの輸入では58品目(0.6%)、が逆転現象のケースに該当する。

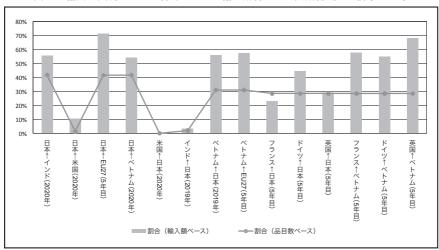


図10. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入割合と品目数割合(FTA税率が0%)

資料:図1と同じ

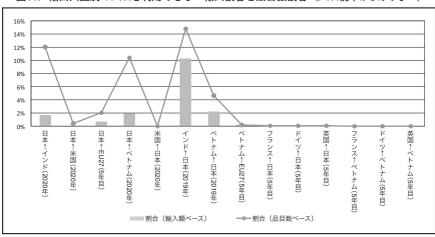
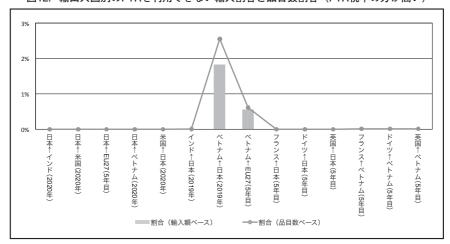


図11. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入割合と品目数割合(FTA税率が0%でない)

資料:図1と同じ

図12. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入割合と品目数割合(FTA税率の方が高い)



資料:図1と同じ